

平成 19 年 3 月 16 日

各 位

会 社 名 株式会社日本ケアサプライ
代表者名 代表取締役社長 渡邊勝利
(コード番号 東証マザーズ 2393)
問合せ先 常務取締役管理本部長 大西研一
(TEL.03-5251-3151)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成19年3月16日開催の取締役会において、下記の通り、定款の一部変更について、平成19年4月24日開催予定の第9回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 現行定款第2条につきましては、今後の事業の拡大・発展に備え、事業目的を追加するものであります。
- (2) 当社の事業年度は毎年2月1日から、翌年1月31日までとしておりますが、これを毎年4月1日から、翌年3月31日までに変更するものであります。これに伴い、現行定款第11条、第12条、第38条、第39条、第40条に所要の変更を行うものであります。また事業年度の変更に伴う経過措置として、新たに附則を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等をインターネットで開示することにより、株主の皆様になし提供できるようにするための規定を新設するものであります(変更案第14条)。
- (4) 取締役会の機動的な運営を図るため、取締役会における決議事項について、取締役会を開催せずに決議があったものとみなすことを可能とするための規定を新設するものであります(変更案第25条)。
- (5) 条項の新設に伴い、条項数の繰り下げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (記載省略)	第1条 (現行どおり)
(目的)	(目的)
第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
介護用機器、健康機器、医療機器、介護用品、福祉用具、スポーツ用品・娯楽用品・玩具、防災袋等防災用品、消火器具・消火装置等の製造、販売、レンタル、リース及び輸出入	(現行どおり)
前1号にかかる保守、修理、点検、加工及び洗浄・消毒	(現行どおり)
介護保険法に定める居宅及び施設介護並びに居宅介護支援等の事業	(現行どおり)
在宅介護に関する相談、介護サービス事業者等への連絡調整等の便宜の提供	(現行どおり)
(新設)	<u>高齢者、障害者等の介護関連事業</u>
— 不動産の売買、賃貸借及び管理業	— (現行どおり)
— 古物売買業	— (現行どおり)
— 住宅の増改築・建替及び住宅のリフォーム	— (現行どおり)
— 倉庫業	— (現行どおり)
— 自動車運送取扱業	— (現行どおり)
— 損害保険に関する代理店業務及び生命保険の募集に関する業務	— (現行どおり)
— ソフトウェア業、情報処理・提供サービス業	— (現行どおり)
— 緊急通報システム、生活習慣病在宅予防管理支援システムの運営業務及び運営の受託	— (現行どおり)
— 食料・飲料、医薬品・化粧品、家庭生活用品等の製造、販売及び輸出入	— (現行どおり)
— リネンサプライ業	— (現行どおり)
— 薬局の経営	— (現行どおり)
— 弁当、加工食品及び加工調理食品の配食サービス業	— (現行どおり)
— 旅行業	— (現行どおり)
— 各種イベントの企画及び運営に関する事業	— (現行どおり)
— 人材の育成、能力開発、技術向上に関する教育事業	— (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>— 労働者派遣事業</p> <p><u>21</u> 有料職業紹介事業</p> <p><u>22</u> 前各号にかかる研修及びコンサルティング業務</p> <p><u>23</u> 経営コンサルタント業</p> <p><u>24</u> 前各号に付帯関連する一切の事業</p>	<p><u>21</u> (現行どおり)</p> <p><u>22</u> (現行どおり)</p> <p><u>23</u> (現行どおり)</p> <p><u>24</u> (現行どおり)</p> <p><u>25</u> (現行どおり)</p>
<p>第3条～第10条 (記載省略)</p>	<p>第3条～第10条 (現行どおり)</p>
<p>第3章 株 主 総 会</p>	<p>第3章 株 主 総 会</p>
<p>(招集)</p>	<p>(招集)</p>
<p>第11条 定時株主総会は毎年<u>4月</u>に招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。</p>	<p>第11条 定時株主総会は毎年<u>6月</u>に招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。</p>
<p>(定時株主総会の基準日)</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p>
<p>第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>1月31日</u>とする</p>	<p>第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p>
<p>第13条 (記載省略)</p>	<p>第13条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ。)の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p>	<p>(決議の方法)</p>
<p>第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p>	<p>第15条 (現行どおり)</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。</p>	<p>第16条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 前項の場合には、株主又は代理人は、代理権を証明する書面を、株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</p> <p>(議事録) <u>第16条</u> 株主総会における議事については法令で定めるところにより議事録を作成する。</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) <u>第17条</u> 当社の取締役は、12名以内とする。</p> <p>(取締役の選任) <u>第18条</u> 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票にらない。</p> <p>(取締役の任期) <u>第19条</u> 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) <u>第20条</u> 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。 3 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>(議事録) <u>第17条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役の員数) <u>第18条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の選任) <u>第19条</u> (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期) <u>第20条</u> (現行どおり)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役) <u>第21条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p><u>第21条</u> 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定める順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p><u>第22条</u> (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第22条</u> 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p><u>第23条</u> (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p><u>第23条</u> 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p><u>第24条</u> (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p><u>第25条</u> 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意した時は、当該決議を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べた時はこの限りでない。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第24条</u> 取締役会における議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p><u>第26条</u> (現行どおり)</p>
<p>(取締役会規則)</p> <p><u>第25条</u> 取締役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規則による。</p>	<p>(取締役会規則)</p> <p><u>第27条</u> (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第26条</u> 取締役の報酬、賞与其他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p><u>第28条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第27条</u> 当社は、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p><u>第28条</u> 当社の監査役は、5名以内とする。</p> <p>(監査役の選任)</p> <p><u>第29条</u> 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第30条</u> 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第31条</u> 監査役会は、その決議によって、常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第32条</u> 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p><u>第33条</u> 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p><u>第29条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第5章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役の員数)</p> <p><u>第30条</u> (現行どおり)</p> <p>(監査役の選任)</p> <p><u>第31条</u> (現行どおり)</p> <p>(監査役の任期)</p> <p><u>第32条</u> (現行どおり)</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p><u>第33条</u> (現行どおり)</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第34条</u> (現行どおり)</p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p><u>第35条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第34条</u> 監査役会における議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>(監査役会規則)</p> <p><u>第35条</u> 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p><u>第36条</u> 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第37条</u> 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>	<p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第36条</u> (現行どおり)</p> <p>(監査役会規則)</p> <p><u>第37条</u> (現行どおり)</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p><u>第38条</u> (現行どおり)</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第39条</u> (現行どおり)</p>
第6章 計 算	第6章 計 算
<p>(事業年度)</p> <p><u>第38条</u> 当社の事業年度は、毎年<u>2月1日</u>から翌年<u>1月31日</u>までの1年とする。</p>	<p>(事業年度)</p> <p><u>第40条</u> 当社の事業年度は、毎年<u>4月1日</u>から翌年<u>3月31日</u>までの1年とする。</p>
<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第39条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>1月31日</u>とする。</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p><u>第41条</u> 当社の期末配当の基準日は、毎年<u>3月31日</u>とする。</p>
<p>(中間配当)</p> <p><u>第40条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>7月31日</u>を基準日として、中間配当をすることができる。</p>	<p>(中間配当)</p> <p><u>第42条</u> 当社は、取締役会の決議によって、毎年<u>9月30日</u>を基準日として、中間配当をすることができる。</p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第41条</u> 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</p> <p>2 未払の期末配当金及び中間配当金には利息はつけない。</p>	<p>(配当金の除斥期間)</p> <p><u>第43条</u> (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>第1条 第12条の規定の変更は、平成20年4月1日からその効力を生じる。なお、本附則は効力発生日後にこれを削除する。</u></p> <p><u>第2条 第40条の規定に係らず、第10期事業年度は、平成19年2月1日から平成20年3月31日までの1年2ヶ月間とする。なお、本附則は第10期事業年度終了後これを削除する。</u></p> <p><u>第3条 第42条の規定に係らず、第10期事業年度における当社の中間配当の基準日は、平成19年7月31日とする。なお、本附則は第10期事業年度終了後これを削除する。</u></p>

以 上